

算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては」に、「0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

財政課

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する

条例

知事の事務部局の組織に関する条例（昭和27年長野県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 企画振興部

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 県民文化部

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 産業労働部

第4条（見出しを含む。）中「企画部」を「企画振興部」に改め、各号を次のように改める。

(1) 総合的な政策の企画及び調整に関すること。

(2) 地域振興に関すること。

(3) 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

第5条第3号を削り、同条第4号中「広報、」を削り、「部局」を「部」に改め、同号を同条第3号とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「次の」を「観光に関する」に改め、各号を削り、同条

を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 産業に係る施策の調整に関すること。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第3号中「こと」の次に「（県民文化部の主管に属することを除く。）」を加え、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(県民文化部の事務)

第6条 県民文化部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 文化に関すること（文化財の保護に関するることを除く。）。

(2) 子どもの育成支援その他の次世代育成支援に関すること。

(3) 消費生活、交通安全及び国際交流に関すること。

(4) その他県民生活に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第42号

長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

長野県留置施設視察委員会条例（平成19年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に、「組織」を「委員の定数及び任期その他委員会の組織」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「補欠委員の」を削り、同条第1項中「補欠委員」を「委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

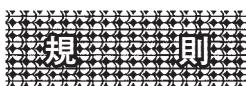
(定数)

第2条 委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

留置管理課



災害救助法施行細則及び災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第50号

災害救助法施行細則及び災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則
(災害救助法施行細則の一部改正)

第1条 災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条」を「第3条」に改める。

第4条第1項中「第24条第4項の規定」を「第7条第4項」に、「第23条の2第2項」を「第5条第2項」に改める。

第7条中「第24条第5項」を「第7条第5項」に改める。

第9条第1項中「第25条」を「第8条」に改める。

第10条第1項中「第26条第2項の規定」を「第9条第2項」に、「第23条の2第2項」を「第5条第2項」に改める。

第14条中「第27条第4項」を「第10条第3項において準用する法第6条第4項」に、「災害救助法第27条に規定する当該職員の証票(」を削り、「)による」を「によるものとする」に改める。

第15条第1項中「第14条第2項第2号本文」を「第8条第2項第2号本文」に改め、同条第2項中「第14条第2項第2号ただし書」を「第8条第2項第2号ただし書」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「第14条第2項第3号」を「第8条第2項第3号」に改める。

第17条中「第23条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表第1の1中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同1のイの(イ)中「238万7,000円」を「240万1,000円」に改め、同

表の3のア中「日用品等」を「生活必需品」に改め、同表の3のウの(7)中

円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800
28,600	37,000	51,600	60,400	75,900

「

円 17,200	円 22,200	円 32,700	円 39,200	円 49,700
28,500	36,900	51,400	60,200	75,700

」

「

円 11,400	円 13,800	円 17,500
16,900	20,000	25,400

」

「

円 11,400	円 13,800	円 17,400
16,800	19,900	25,300

」

に改め、同表の5中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同表の6中「災害にかかった」

を「被災した」に改め、同表の12のイ中「13万4,200円」を「13万3,900円」に改める。

別表第2の1中「第10条第1号」を「第4条第1号」に改め、同表の2中「第10条第5号」を「第4条第5号」に改める。

様式第1号中「第24条」を「第7条第1項」に改める。

様式第5号中「第25条」を「第8条」に改める。

様式第6号中「第26条第1項」を「第9条第1項」に改める。

様式第11号を次のように改める。

(様式第11号)(第14条関係)

職 氏	第 号 名
災害救助法第10条第3項において準用する同法第6条第4項に規定する職員の証	
年 月 日交付	
長野県知事	印

様式第12号中「第29条」を「第12条」に改める。

様式第13号中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。

(災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部改正)

第2条 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「身体障害」を「障害」に、「別表第5に」を「第11条第2項の規定による内閣府令で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。